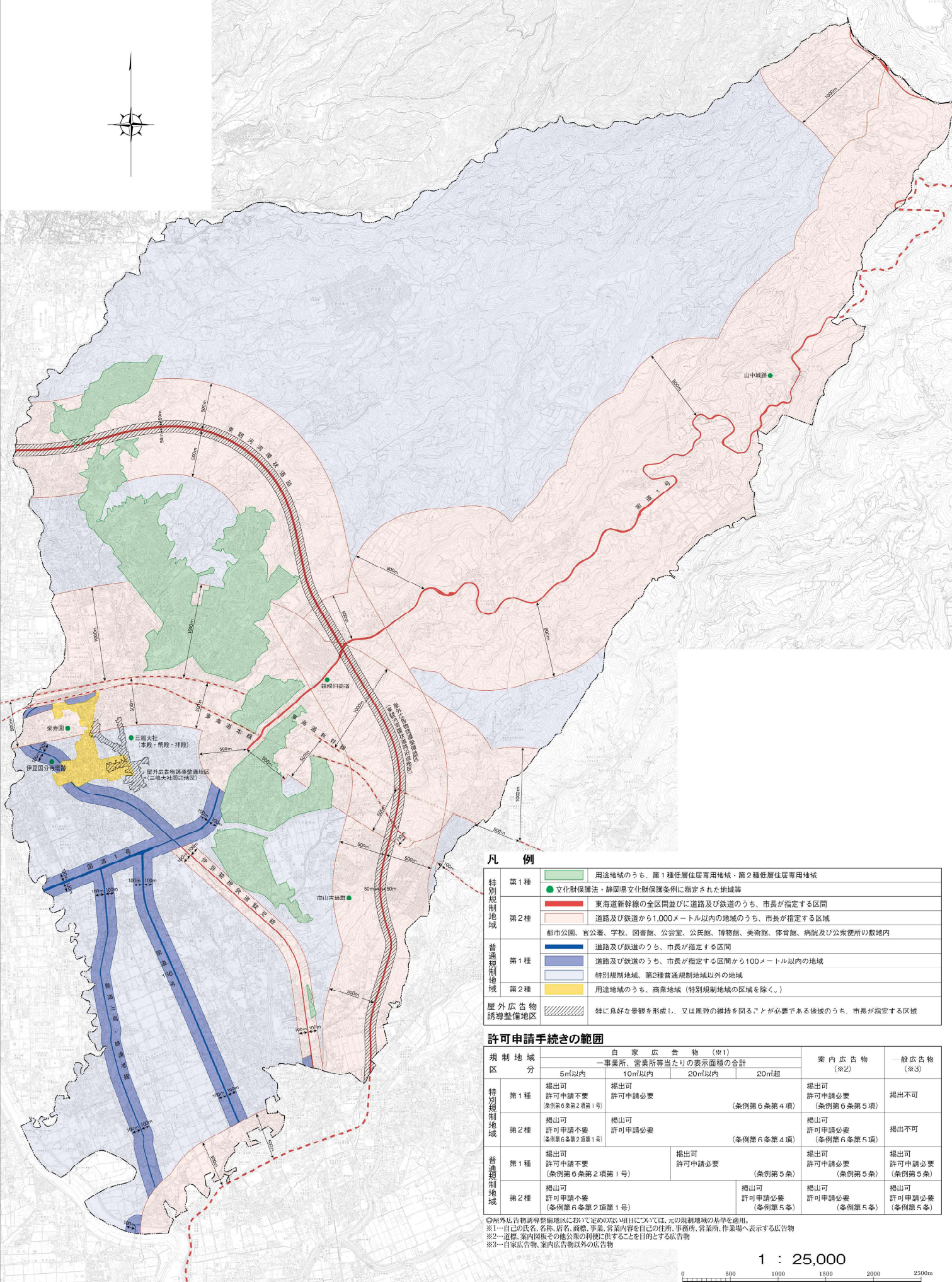


# 三島市屋外広告物規制図



## 凡例

特別規制地域	第1種	用途地域のうち、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域 ●文化財保護法・静岡県文化財保護条例に指定された地域等
第2種	東海道新幹線の全区間並びに道路及び鉄道のうち、市長が指定する区間 道路及び鉄道から1,000メートル以内の地域のうち、市長が指定する区域	
普通規制地域	第1種	道路及び鉄道のうち、市長が指定する区間から100メートル以内の地域 特別規制地域、第2種普通規制地域以外の地域
第2種	用途地域のうち、商業地域（特別規制地域の区域を除く。）	
屋外広告物誘導整備地区		特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要である地域のうち、市長が指定する区域

## 許可申請手続きの範囲

規制地域	自家広告物（※1）				案内広告物（※2）	一般広告物（※3）
	5m以内	10m以内	20m以内	20m超		
特別規制地域	第1種	掲出可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)	掲出可 許可申請必要	(条例第6条第4項)		掲出不可
	第2種	掲出可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)	掲出可 許可申請必要	(条例第6条第4項)		掲出不可
普通規制地域	第1種	掲出可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)	掲出可 許可申請必要	(条例第5条)		掲出可 許可申請必要 (条例第5条)
	第2種	掲出可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)	掲出可 許可申請必要	(条例第5条)		掲出可 許可申請必要 (条例第5条)

◎屋外広告物誘導整備地区において定めのない項目については、元の規制地域の基準を適用。  
 ※1…自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容を自己の住所、事務所、営業所、作業場へ表示する広告物  
 ※2…公標、案内図版その他公衆の利便に供することを目的とする広告物  
 ※3…自家広告物、案内広告物以外の広告物

1 : 25,000

